

公益社団法人日本獣医師会 認定・専門獣医師協議会
令和7年度 事業報告書

令和8年6月10日

公益社団法人日本獣医師会 認定・専門獣医師協議会

公益社団法人 日本獣医師会 認定・専門獣医師協議会 令和7年度事業報告

公益社団法人 日本獣医師会 認定・専門獣医師協議会は、国内の獣医療各分野における高度かつ専門的な知識・技術を有する獣医師（以下「認定・専門獣医師」という。）を認め定める（以下「認定」という。）制度を確立し、各専門性認定団体において認定・専門獣医師の質が確保されるよう専門性認定団体を評価証明（以下「認証」という。）し、管理を行うことにより、認定・専門獣医師制度の信頼性を確保し、動物の飼育者をはじめとする国民に対して適切な獣医療情報を提供するため、令和7年度において次の内容の事業を実施した。

1 認定・専門獣医師制度の整備に関する事業

日本産業動物獣医学会（日本獣医師会）、日本獣医学会やその他の獣医学術学会、獣医学系大学、獣医師の職域団体等で構成される認定・専門獣医師協議会を2回開催した。

第1回協議会は令和7年10月29日に開催し、12名の委員が出席（うち6名はWEB参加）した。本協議会では、獣医療法施行規則（平成4年農林水産省令第44号）第24条第1項第2号の規定により農林水産大臣の認定を受けて獣医師の専門性に関する認定を行う者である「認定要件確認機関」として、令和7年度に実施する事業計画について確認し了承した。また、認定・専門獣医師認定団体の認証状況、認証保留の2学協会の状況及び新たな学協会の申請状況について検証を行った。さらに、認定・専門獣医師資格名の統一及び海外の認定・専門獣医師資格の扱いについて、本協議会の認定・専門獣医師制度検討委員会で検討を継続することが決定された。

第2回協議会は令和8年3月10日に開催し、12名の委員が出席（うち8名がWEB参加）した。本協議会では第1回協議会以降の団体の認定・専門獣医師認定団体の申請・認証状況について検証を行った。認証評価委員会から3学協会の認定・専門獣医師制度について評価基準を充足しており認証することが適当との報告があり、各学協会の認定・専門獣医師制度等について審査が行われた。審議の結果、3学協会の3資格名について認定・専門獣医師資格として適当と判断され、獣医療法（平成4年法律第46号）第17条第2項前段の広告をしても差し支えないものとして、認定・専門獣医師認証団体及び資格名を公表することとなった。この結果、令和7年度末において、10学協会の18資格が認証されることとなった。また、認定・専門獣医師資格名の統一及び海外の認定・専門医資格の扱いについて審議を行い、本件については認定・専門獣医師制度検討委員会で早急に取りまとめ・検討を行い、令和8年秋ごろを目途に結論を取りまとめることとなった。

2 認定・専門獣医師の認定分野及び名称に関する事業

学識経験者からなる認定・専門獣医師制度検討委員会を令和8年1月30日に開催し、6名の委員が出席（うち3名がWEB参加）した。本委員会では、多くの学協会の資格名が認定獣医師と専門獣医師とを区別していること、また、認定獣医師は臨床経験、研修会参加と認定試験を、専門獣医師にはレジデント教育の修了を要件としていることから、この

ことを基本に認定獣医師と専門獣医師の定義を検討し、本委員会で基本的な考え方をまとめた上で、協議会で審議することとなった。

また、海外の専門獣医師制度については、獣医療サービスの向上や若手獣医師のモチベーションにつながることから、現制度でどのように資格認定ができるかについて検討し、すでにある獣医外科学や獣医内科学の専門獣医師制度の仕組みを基本とする方向性について確認した。

3 専門性認定団体の認定要件の評価及び専門性認定団体の認証に関する事業

学識経験者からなる認証評価委員会を令和8年2月4日に開催し、8名の委員が出席（うち5名がWEB参加）した。本委員会では、新たに認定・専門獣医師制度への参加を希望する3つの学協会の認定・専門獣医師制度について審議した。法人格の保有や学術集会の開催、定期的な情報発信等の専門性認定団体に関する要件と、資格認定・更新手続き等に関する獣医師の評価基準等について評価を行った。本委員会での審議の結果、3学協会中2学協会については認定・専門獣医師制度として適当と判断され、認定・専門獣医師協議会に認証について諮ることとなった。残る1学協会については、評価基準を充足していないため認証保留となったが、当該学協会から委員会後に新たな情報提供があり、評価基準を満たしていることが確認されたため、認定・専門獣医師協議会に認証について諮ることとなった。なお、令和7年度に認定申請のあった3学協会については、令和8年3月10日に開催された第2回認定・専門獣医師協議会で認証され、令和7年度末において10学協会の18資格が認証されている。

4 認定・専門獣医師の認定・登録・管理に関する事業

令和3～4年度の独立行政法人農畜産業振興機構の畜産業振興事業で制作した、専門分野別の認定獣医師・専門獣医師の認定・登録管理を行うシステムについて、研修受講獣医師、認定研修の内容、新たな認定資格、認証した認定・専門獣医師の登録等を適切に実施するためのシステム運営・管理を実施した。また、本システムの保守（維持管理）、システムアップデート、データのバックアップ、ログ（操作履歴）の管理等を実施した。

5 認定・専門獣医師の公表に関する事業

認定・専門獣医師制度の専用WEBサイトを活用して、認定獣医師・専門獣医師の登録情報等を獣医師や畜産関係者、一般市民等に周知・普及する取組を推進した。

6 その他前条の目的を達成するために必要な事業

認定・専門獣医師制度の周知・普及用資材としてリーフレットを5,000部作成した。作成したリーフレットは、本年4月の第41回世界獣医師会大会及び合同開催する第43回日本獣医師会獣医学術学会年次大会（令和7年度）で配布するとともに、地方獣医師会、獣医学系大学、NOSAI等畜産関係団体に配布することとしている。

(参考資料 1)

専門性認定団体の認証について

認証団体一覧

(令和8年3月10日現在)

認証団体名及び資格名

(1) 動物臨床医学会 (公益財団法人 動物臨床医学研究所)

資格名：獣医総合臨床認定医
<https://dourinken.com/>

(2) 一般社団法人 日本獣医麻酔外科学会

資格名：① 動物麻酔基礎技能認定医
② 動物麻酔上級技能認定医
③ 日本小動物外科専門医
<https://www.jsvas.net/>

(3) 一般社団法人 日本獣医がん学会

資格名：① 獣医腫瘍科認定医Ⅰ種
② 獣医腫瘍科認定医Ⅱ種
<https://www.jvcs.jp/>

(4) 公益社団法人 日本動物病院協会

資格名：① 獣医総合臨床認定医
② 獣医内科認定医
③ 獣医外科認定医
<https://www.jaha.or.jp/>

(5) 一般社団法人 日本獣医循環器学会

資格名：① 獣医循環器認定医
② 獣医循環器上席認定医
<https://www.jsvc.jp/>

(6) 一般社団法人 日本獣医皮膚科学会

資格名：一般社団法人日本獣医皮膚科学会認定医
<https://www.jsvd.jp/>

(7) 日本産業動物獣医学会 (公益社団法人 日本獣医師会)

資格名：① 乳牛農場管理認定獣医師
② 肉牛農場管理認定獣医師
③ 豚農場管理認定獣医師
<https://jvma-vet.jp/>

(8) 一般社団法人 日本獣医動物行動学会

資格名：獣医行動診療科認定医
<https://vbm.jp/>

(9) 一般社団法人 日本獣医画像診断学会

資格名：獣医画像診断認定医
<https://jsvdi.com/>

(10) 一般社団法人 日本実験動物医学専門医協会

資格名：実験動物医学専門医
<https://jclam.org>

(参考資料 2)

認定・専門獣医師データの公表（ホームページへの掲載）



新着NEWS

- 2026/03/10 認証団体一覧を更新しました >
- 2026/02/24 リンクページを公開しました >
- 2026/01/26 認定・専門獣医師の登録情報の「獣医総合臨床認定医」を更新しました >
- 2025/05/12 専門性認定要件の評価申請の申込みを掲載しました
- 2025/03/31 認定・専門獣医師の登録情報を掲載しました
- 2024/10/08 関連規定を掲載しました
- 2024/07/30 獣医師の専門性認定要件確認機関としての農林水産大臣の指定について >

認定・専門獣医師制度とは >

認定・専門獣医師協議会とは >

認証団体一覧 >

認定・専門獣医師の登録情報 >

専門性認定要件の評価申請の申込み >

関連情報 >

リンク >

認定・専門獣医師の登録情報

認定団体名	資格名	登録情報
(1) 動物臨床医学会 (公益財団法人 動物臨床医学研究所)	獣医総合臨床認定医	登録情報 >
(2) 一般社団法人 日本獣医麻酔外科学会	①動物麻酔基礎技能認定医	登録情報 >
	②動物麻酔上級技能認定医	登録情報 >
	③日本小動物外科専門医	登録情報 >
(3) 一般社団法人 日本獣医がん学会	①獣医腫瘍科認定医I種	登録情報 >
	②獣医腫瘍科認定医II種	登録情報 >
(4) 公益社団法人 日本動物病院協会	①獣医総合臨床認定医	登録情報 >
	②獣医内科認定医	登録情報 >
	③獣医外科認定医	登録情報 >
(5) 一般社団法人 日本獣医循環器学会	①獣医循環器認定医	登録情報 >
	②獣医循環器上席認定医	登録情報 >
(6) 一般社団法人 日本獣医皮膚科学会	一般社団法人日本獣医皮膚科学会 認定医	登録情報 >
(7) 日本産業動物獣医学会 (公益社団法人 日本獣医師会)	①乳牛農場管理認定獣医師	登録情報 >
	②肉牛農場管理認定獣医師	登録情報 >
	③豚農場管理認定獣医師	登録情報 >
(8) 一般社団法人 日本獣医動物行動学会	獣医行動診療科認定医	登録情報 >
(9) 一般社団法人 日本獣医画像診断学会	獣医画像診断認定医	登録情報 >
(10) 一般社団法人 日本実験動物医学専門医協会	実験動物医学専門医	登録情報 >

認定・専門獣医師の登録情報

日本産業動物獣医学会（公益社団法人 日本獣医師会）

資格名：乳牛農場管理認定獣医師 2026/04/1 現在22名

磯 日出夫	岩崎 まりか	小倉 大紀	川名 晶子
黒木 睦夫	小島 宏文	佐々木 恒弥	佐藤 礼一郎
新免 明恵	鈴木 希伊	高木 信明	高橋 和瑛
高橋 聖大	馬場 久美子	樋口 真穂	久田 野歩
平川 史昌	福田 達也	正木 智之	南 僚
村田 海志	山田 龍太郎		

50音順

[＜ 認定・専門獣医師の登録情報に戻る](#)

(参考資料 3)

認定・専門獣医師制度の周知・普及用資材

／ About accuracy ／

認定・専門獣医師制度 について

背景

公益社団法人日本獣医師会は、獣医学術団体、獣医学大学等と連携して、日本における認定・専門獣医師の認証制度について 20年以上にわたり検討を続けてきました。一方、獣医学術団体は、小動物診療分野を中心に専門領域における研鑽を積んだ獣医師の持つ知識や技術の証としての認定・専門獣医師認定制度の整備を独自に進めてきました。

認定・専門獣医師の必要性

獣医師が専門性を謳って診療行為を行うことは、飼育者等を誇大な広告等から保護する目的で従来から獣医療法により規制されてきました。一方で、近年は急速に進む獣医療技術の進化、専門技術に特化した獣医師へのニーズの増加、高度獣医療提供体制の整備への要求、飼育者の獣医療サービスに対する多様化等により、飼育者や一般社会に向けての獣医師の専門性に関する情報提供のあり方について検討が必要となりました。



認定・専門獣医師協議会



https://j-vet.jp/cv_pv/

〒107-0062

東京都港区南青山1-1-1新青山ビル西館23階
(公益社団法人日本獣医師会内)

新たな
日本の認定・
専門獣医師制度
が始まりました



認定・専門獣医師協議会

認定・専門獣医師協議会の設置



● 認定・専門獣医師協議会の設立

飼育者が提供を受ける獣医療サービスの内容を正しく知り、適切に選択できるようにするという観点から、農林水産省獣医事審議会において、令和4年度に獣医療広告制限の見直しに係る審議が開始されました。この審議に合わせ、日本獣医師会は、学術団体の協力を得て、「認定・専門獣医師協議会」を設立し、認定・専門獣医師制度の調査研究、制度の整備や広報・普及等について検討し、日本における認定・専門獣医師制度の創設、制度の定着、普及等のための問題に取り組んできました。

● 認定・専門獣医師制度の開始

農林水産省は、獣医療法施行規則の一部を改正し、令和6年4月1日から獣医師の専門性に関する広告制限を見直しました。その結果、正確かつ適切な情報提供の努力義務を新たに課した上で、客観性や正確性を確保し得る場合には、獣医師の専門性や獣医療サービス等を広告することが可能となりました。獣医師の専門性を広告可能とする条件については「農林水産大臣の指定する者が行う獣医師の専門性に関する認定を受けていること。」と定められ、この規定に基づき、上記の「認定・専門獣医師協議会」が農林水産大臣指定認定要件確認機関に指定され、活動を開始しました。

認定・専門獣医師協議会の活動



国内における獣医療の各領域において、高度かつ専門的な知識や技術を有する獣医師である「認定・専門獣医師」の認定制度の確立のために、各学術団体が認定する認定・専門獣医師の質が確保されるよう、統一的な基準で評価・認証・管理を行い、認定・専門獣医師制度の信頼性を確保しています。

認定・専門獣医師協議会が認証する学術団体一覧（50音順）

一般社団法人日本実験動物医学専門医協会

資格名： 実験動物医学専門医

<https://jclam.org>



一般社団法人日本獣医がん学会

資格名： ① 獣医腫瘍科認定医Ⅰ種
② 獣医腫瘍科認定医Ⅱ種

<https://www.jvcs.jp/>



一般社団法人日本獣医動物行動学会

資格名： 獣医行動診療科認定医

<https://vbm.jp/>



一般社団法人日本獣医麻酔外科学会

資格名： ① 動物麻酔基礎技能認定医
② 動物麻酔上級技能認定医
③ 日本小動物外科専門医

<https://www.jsvas.net/>



動物臨床医学会

(公益財団法人動物臨床医学研究所)

資格名： 獣医総合臨床認定医

<https://dourinken.com/>



一般社団法人日本獣医画像診断学会

資格名： 獣医画像診断認定医

<https://jsvdi.com/>



一般社団法人日本獣医循環器学会

資格名： ① 獣医循環器認定医
② 獣医循環器上席認定医

<https://www.jsvc.jp/>



一般社団法人日本獣医皮膚科学会

資格名： 一般社団法人日本獣医皮膚科学会認定医

<https://www.jsvd.jp/>



公益社団法人日本動物病院協会

資格名： ① 獣医総合臨床認定医
② 獣医内科認定医
③ 獣医外科認定医

<https://www.jaha.or.jp/>



日本産業動物獣医学会

(公益社団法人日本獣医師会)

資格名： ① 乳牛農場管理認定獣医師
② 肉牛農場管理認定獣医師
③ 豚農場管理認定獣医師

<https://jvma-vet.jp/>



(参考資料 4)

公益社団法人日本獣医師会認定・専門獣医師協議会規約 等

公益社団法人日本獣医師会認定・専門獣医師協議会規約

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この協議会は、公益社団法人日本獣医師会認定・専門獣医師協議会（以下「協議会」という。）と称する。英文では、Japanese Veterinary Medical Specialty Board と表示する。

(事務局)

第2条 協議会は、事務局を東京都港区南青山1-1-1に置く。

(目 的)

第3条 協議会は、国内の獣医療各分野における高度かつ専門的な知識・技術を有する獣医師（以下「認定・専門獣医師」という。）を認め定める（以下、認定という）制度を確立し、各専門性認定団体において認定・専門獣医師の質が確保されるよう専門性認定団体を評価証明（以下、認証という）し、管理を行うことにより認定・専門獣医師制度の信頼性を確保し、動物の飼育者をはじめとする国民に対して適切な獣医療情報を提供することを目的とする。

(事 業)

第4条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 認定・専門獣医師制度の整備に関する事業
 - (2) 認定・専門獣医師の認定分野及び名称に関する事業
 - (3) 専門性認定団体の認定要件の評価及び専門性認定団体の認証に関する事業
 - (4) 認定・専門獣医師の認定・登録・管理に関する事業
 - (5) 認定・専門獣医師の公表に関する事業
 - (6) その他前条の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項各号の事業を適正かつ円滑に推進するため、協議会の下に専門の委員会を置くことができる。
- 3 第1項第3号に定める認定要件の評価及び認証に係る手続きについては別に定める。

(認証の有効期間)

第5条 認証の有効期間は、認証を行う旨の評価結果通知書の日付から5年間とする。

(認証の更新)

第6条 協議会は、以下の認証の更新内容について別に定める。

- (1) 認証の更新に係る要件
- (2) 認証の更新に係る費用

第2章 協議会の構成等

(協議会委員)

第7条 協議会委員は主要な学術団体、学識経験者等から協議会が選任し、公益社団法人日本獣医師会会長が委嘱する。

- 2 協議会は20名以内の協議会委員で組織する。
- 3 協議会委員の互選により協議会委員長1名、協議会副委員長1名を選任する。
- 4 協議会委員長は、協議会の事業を総理する。
- 5 協議会副委員長は協議会委員長を補佐し、協議会委員長に事故等があるときはその職務を代理し、協議会委員長が欠けたときはその職務を行う。
- 6 協議会委員の任期は2年とし、再任を妨げない。補欠又は増員による任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(権 限)

第8条 協議会は、次の事項について決議する。

- (1) 協議会委員の選任又は解任
- (2) 規約及び細則の変更
- (3) その他協議会で決議するものとして定められた事項

(招 集)

第9条 協議会は、別段の定めがある場合を除き、委員長が招集する。

- 2 委員は、前条各号に規定する事項のほか、協議会の決議を要する事項が生じた場合には、協議会委員長に対しその理由を付して、協議会の招集を請求することができる。

(決 議)

第10条 協議会の決議は、決議について特別の利害関係を有する協議会委員を除く協議会委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(議事録)

第11条 協議会の議事録は、事務局が作成する。

- 2 出席した協議会委員長及び協議会副委員長は前項の議事録を確認し、署名する。

(運営経費)

第12条 協議会の事務及び運営に必要な経費は、当面、公益社団法人日本獣医師会が負担するものとする。

第3章 事務局の設置

(事務局の設置)

第13条 協議会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局の業務は、公益社団法人日本獣医師会が担う。
- 3 専門性が認定された獣医師の登録情報の管理、公表に関し必要な事項は協議会の決議により別に定める。
- 4 事務局の運営に関し必要な事項は、協議会の承認を経て決定し、公益社団法人日本獣医師会会長に報告する。

第4章 認定・専門獣医師制度検討委員会の設置

(認定・専門獣医師制度検討委員会)

第14条 協議会は第4条第2項の規定に基づき、認定・専門獣医師制度の整備、獣医療広告として広告可能な認定・専門獣医師の認定分野及び専門性に係る名称の設定等について検討するため認定・専門獣医師制度検討委員会を設置する。

- 2 認定・専門獣医師制度検討委員会の委員は協議会が選任する。
- 3 認定・専門獣医師制度検討委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は協議会の決議により別に定める。

第5章 認証評価委員会の設置

(認証評価委員会)

第15条 協議会は第4条第2項の規定に基づき、専門性認定団体の認定要件の評価及び認証を行うため、認証評価委員会を設置する。

- 2 認証評価委員会の委員は協議会が選任する。
- 3 認証評価委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は協議会の決議により別に定める。

第6章 作業委員会の設置

(作業委員会)

第16条 協議会の事業を推進するために必要があるときは、協議会は第4条第2項の規定に基づき、作業委員会を設置することができる。

- 2 作業委員会の委員は、協議会が選任する。
- 3 作業委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、協議会の決議により別に定める。

第7章 外部評価委員会の設置

(外部評価委員会)

第17条 協議会が評価認証を行った認定・専門獣医師の認定分野及び認定制度の審査内容及びその他の協議会等の事業運営状況を評価するため、公益社団法人日本獣医師会に外部評価委員会を置く。

- 2 外部評価委員会の委員は公益社団法人日本獣医師会会長が委嘱し、任期は2年とする。
- 3 外部評価委員会は、公益社団法人日本獣医師会会長が招集し、毎年一回以上開催する。
- 4 委員の互選により委員長1人、副委員長1人を選任する。

第8章 事業計画及び報告

(事業年度)

第18条 協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画)

第19条 協議会は事業計画を毎事業年度の開始の日の前日までに作成し、公表する。

(事業報告)

第20条 協議会は事業報告を毎事業年度終了後速やかに作成し、公表する。

第9章 協議会規約の変更及び解散

(協議会規約の変更及び解散)

第21条 協議会規約の変更及び解散は、協議会で決議のうえ、公益社団法人日本獣医師会会長に報告する。

- 2 前項の決議は、協議会委員の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは協議会委員長の採決するところによる。

第10章 登録情報の管理・公表

(登録情報の管理・公表)

第22条 協議会が認証した専門性認定団体から認定された認定・専門獣医師の登録情報は、協議会が運営管理するデータベースにおいて適切に管理する。

- 2 協議会において管理される認定・専門獣医師の登録情報を公表するに当たっては、当該獣医師本人から適正な方法によって承諾を得るとともに、個人情報の漏洩等が生じないよう必要な措置を講ずる。

第 11 章 雑 則

(規約外事項)

第 23 条 この規約に定めのない事項については、協議会委員長が協議会に諮ったうえでこれを決定する。

附 則（令和 6 年 6 月 4 日・認定・専門獣医師協議会事業推進委員会全面改正）

- 1 この規約は、公益社団法人日本獣医師会が令和元年 12 月 26 日に設置した総合獣医療・専門獣医療提供体制整備検討委員会が令和 3 年 9 月 10 日に制定した認定・専門獣医師協議会規約を全面改正するものである。
- 2 この改正は、令和 6 年 6 月 4 日から施行する。

附 則（令和 6 年 9 月 30 日一部改正・令和 6 年度第 2 回認定・専門獣医師協議会承認）

- 1 この改正は、令和 6 年 10 月 1 日から施行する。

専門性認定要件評価・認証に関する細則

(目 的)

第1条 この細則は、公益社団法人日本獣医師会認定・専門獣医師協議会（以下「協議会」という。）に対して学術団体等から評価申請が行われた、専門性認定を受けようとする獣医師がその認定要件を満たしているかどうかを確認する者（以下「専門性認定団体」という。）の要件についての必要事項を定め、もって専門性認定要件の評価及び専門性認定団体の認証が円滑に行われることを目的とする。

(申 請)

第2条 協議会に対して専門性認定要件の評価申請を行う専門性認定団体（以下「申請団体」という。）は、獣医学に関する学術・技術、疾病等に関する学術集会・講習会の開催、学術雑誌の発行等を行う団体とする。

2 申請団体による専門性認定要件の評価申請は、専門性認定要件に関する情報を申請内容として、評価申請料を添えて協議会へ提出する。ただし、公益社団法人日本獣医師会認定・専門獣医師協議会規約第12条に基づき、当面、当該申請料は免除する。

3 申請後に申請団体の組織の名称、所在地及び代表者の氏名に変更があったときは、遅滞なく協議会にその旨を届け出なければならない。

(専門性認定要件の評価)

第3条 協議会は、申請団体から評価申請があった日から6カ月以内に認証評価委員会において評価を終了する。

2 認証評価委員会が行う専門性認定団体の認証要件及び専門性認定を受ける獣医師の認定要件の評価は、次条に定める評価基準に従って実施する。

(専門性認定要件の評価基準)

第4条 専門性認定団体に関する認証要件の評価基準は以下のとおりとする。

- (1) 法人格の保有並びに財政的安定性
 - (2) 原則として100名以上の会員
 - (3) 団体としての有意な活動実績及びその内容の公表
 - (4) 定期的な獣医学に関する学術集会の開催（オンラインによる開催を含む）
 - (5) 冊子の発行等による定期的な獣医学に関する情報発信
 - (6) 専門性に関する資格の取得条件に関する規程の公表
 - (7) 専門性に関する資格の適正な認定試験の実施
 - (8) 専門性に関する資格の定期的かつ適正な更新
 - (9) 専門性認定を行った獣医師の登録及び公表
 - (10) 活動の内容等が公序良俗に反しないものであること
- 2 専門性認定を受ける獣医師に関する認定要件の評価基準は以下のとおりとする。
- (1) 臨床歴、研究歴等
 - (2) 学術・技術講習会等（オンラインによる開催を含む）の受講
 - (3) 学会発表または論文発表
 - (4) 認定試験合格

(評価結果の通知)

第5条 協議会は、認証評価委員会において行われた専門性認定団体の評価結果及び専門性認定要件の評価結果に基づき認証の可否を決定し、その結果を申請団体に対して速やかに通知する。

2 協議会は、必要に応じて申請団体に対して評価結果に関して助言を行うことができる。

(認証の有効期間及び認証の更新)

第6条 認証の有効期間は、認証を行う旨の評価結果通知書の日付から5年間とする。

第7条 認証を受けた専門性認定団体が、認証の有効期間満了後も引き続いて認証を受ける場合の認証更新の要件は以下のとおりとする。

- (1) 認証の有効期間が満了する6カ月前までに、認証評価委員会が求める書類及び別に定める更新申請料を添えて、更新申請書を協議会に提出するものとする。ただし、公益社団法人日本獣医師会認定・専門獣医師協議会規約第12条に基づき、当面、当該申請料は免除する。
- (2) 認証更新の可否は、第4条に定める専門性認定要件の評価基準に加え、認証通知書の日付から更新申請書の提出までの間における当該団体の活動実績（認定・専門獣医師の認定人数）を認証評価委員会において審査の上、決定する。

（認定・専門獣医師情報の登録）

第8条 協議会から認証を受けた専門性認定団体は、専門性を認定した獣医師（以下「認定・専門獣医師」という。）の登録情報を速やかに協議会に提出する。なお、提出方法は電子データによる。

- 2 協議会は、認定・専門獣医師の登録情報を受理次第、速やかに認定・専門獣医師等認定・登録・管理システム（以下「管理システム」という。）への登録を行う。なお、当該情報の管理等については、認定・専門獣医師協議会事務局運営細則において定める。
- 3 専門性認定団体は、認定・専門獣医師登録情報の管理システムへの登録にあたり、別に定める認定・専門獣医師情報登録料を協議会に納入する。ただし、当面、当該登録料の納入を免除する。

（辞 退）

第9条 認証を受けた専門性認定申請団体は、任意にいつでも辞退届を協議会に提出することにより認証を辞退することができる。

（認証資格の取消）

第10条 認証を受けた専門性認定団体が次の各号の一に該当するに至ったときは、協議会の決議によって当該団体の認証を取り消すことができる。

- (1) 本細則その他の規則に違反したとき
- (2) 協議会の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき
- (3) その他、取消を行うべき正当な事由があるとき

（認証の喪失）

第11条 前条の場合のほか、認証を受けた専門性認定団体が次の各号の一に該当するに至ったときは、その認証を喪失する。

- (1) 全ての協議会委員が同意したとき
- (2) 当該団体が解散したとき

（細則の改廃）

第12条 この細則の改廃は、協議会の決議による。

認定・専門獣医師協議会事務局運営細則

(目 的)

第1条 この細則は、公益社団法人日本獣医師会認定・専門獣医師協議会規約第13条に基づき認定・専門獣医師協議会事務局(以下「事務局」という)の業務に関する必要事項を定め、公益社団法人日本獣医師会認定・専門獣医師協議会(以下「協議会」という。)の適正な事務運営を図ることを目的とする。

(業 務)

第2条 事務局は、協議会の運営に係る以下の業務を行う。

- (1) 協議会、認定・専門獣医師制度検討委員会、認証評価委員会、作業委員会及び外部評価委員会における委員会の運営に関する事務
- (2) 専門性認定団体が認定した認定・専門獣医師の登録・削除、登録情報の管理・公表
- (3) 協議会活動の普及・啓発
- (4) 協議会の会計に関する事務
- (5) その他協議会等の運営に要する業務

(登録情報の管理)

第3条 協議会が認証した専門性認定団体から認定された認定・専門獣医師の情報は、認定・専門獣医師等認定・登録・管理システム(以下「管理システム」という。)において事務局が管理する。

- 2 事務局は、専門性認定団体から認定・専門獣医師の登録情報に係る電子データを受理次第、速やかに管理システムへの登録を行う。
- 3 管理システムへの登録に係る個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号)の趣旨を踏まえ適正に管理する。
- 4 事務局は、管理システムに登録した認定・専門獣医師の登録情報を、インターネットを通じて公表する。
- 5 認定・専門獣医師の登録情報に係る照会は、管理システムからインターネットを通じて行う。なお、事務局への電話連絡等による直接の照会は受け付けない。
- 6 認定・専門獣医師の登録情報を変更または削除するにあたっては、原則として予め第2項に定める専門性認定団体の確認を受ける。
- 7 前各項の登録情報の管理は、動物の飼育者等の利便性向上に資するよう、「農林水産大臣の指定を受けて獣医師の専門性に関する認定を行う者の指定等の基準」(令和6年3月18日付け5消安第7539号農林水産省消費・安全局長通知の別記1)のⅣの2の規定「認定は、認定要件確認機関及び専門性認定団体の連名により行う等両者により認定制度が実施されている旨を明確にすること。」を踏まえ、両者が協力して適正に実施する。

(普及・啓発)

第4条 事務局は、専門性認定団体をはじめとする関係団体等の協力を得て、インターネットや冊子等において協議会の活動や認定・専門獣医師制度に関する情報の普及・啓発活動を積極的に行う。

(会計処理)

第5条 協議会の会計事務は、事務局が行う。

- 2 協議会の会計は4月1日から翌年の3月31日までとし、会計年度終了後、速やかに協議会に決算報告を行うものとする。

(細則の改廃)

第6条 この細則の改廃は、協議会の決議による。

認定・専門獣医師制度検討委員会細則

(目 的)

第1条 この細則は、公益社団法人日本獣医師会認定・専門獣医師協議会規約第14条第3項に基づき認定・専門獣医師制度検討委員会（以下「委員会」という。）の任務、構成及び運営に関する必要事項を定め、もって委員会の円滑な運営を図ることを目的とする。

(任 務)

第2条 委員会は、獣医師の専門性に係る以下の事項について協議する。

- (1) 認定・専門獣医師制度の整備に係る事項
- (2) 広告可能な認定・専門獣医師の認定分野及び名称の設定に係る事項
- (3) 認定・専門獣医師制度の周知・普及に関する事項
- (4) 専門性認定団体から認定された認定・専門獣医師の登録情報の公表に関する事項
- (5) その他の委員会の任務に関する事項

(委員会委員)

第3条 委員会の委員は、獣医学その他の学術団体、学識経験者等から公益社団法人日本獣医師会認定・専門獣医師協議会（以下「協議会」という。）が選任する。

- 2 委員会は、原則として10名以内の委員で組織する。
- 3 委員会に、委員の互選により委員長1名、副委員長1名を選任する。
- 4 委員長は、委員会の任務を総理する。
- 5 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故等があるときはその職務を代理し、委員長が欠けたときはその職務を行う。
- 6 委員の任期は、4月1日からまたは委員の任命の日から翌年度の3月31日までとし、再任を妨げない。なお、補欠又は増員による任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(報 告)

第4条 委員長は、本委員会において検討し取りまとめた事項を速やかに協議会へ報告しなければならない。

(運営事務)

第5条 この委員会の運営事務は認定・専門獣医師協議会事務局が行う。

(細則の改廃)

第6条 この細則の改廃は、協議会の決議による。

認証評価委員会細則

(目 的)

第1条 この細則は、公益社団法人日本獣医師会認定・専門獣医師協議会規約第15条第3項に基づき認証評価委員会（以下「委員会」という。）の任務、構成及び運営に関する必要事項を定め、もって委員会の円滑な運営を図ることを目的とする。

(任 務)

第2条 委員会は、獣医師の専門性認定団体に係る以下の事項について協議する。

- (1) 専門性認定団体の専門性認定要件の設定に係る事項
- (2) 専門性認定団体の評価認証に係る事項
- (3) 専門性認定団体の評価認証の手順に係る事項
- (4) その他の委員会の任務に関する事項

(委員会委員)

第3条 委員会の委員は、獣医学その他の学術団体、学識経験者等から公益社団法人日本獣医師会認定・専門獣医師協議会（以下「協議会」という。）が選任する。

- 2 委員会は、原則として10名以内の委員で組織する。
- 3 委員会に、委員の互選により委員長1名、副委員長1名を選任する。
- 4 委員長は、委員会の任務を総理する。
- 5 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故等があるときはその職務を代理し、委員長が欠けたときはその職務を行う。
- 6 委員の任期は、4月1日または委員の任命の日から翌年度3月31日までとし、再任を妨げない。なお、補欠又は増員による任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(報 告)

第4条 委員長は、本委員会において検討し取りまとめた事項を速やかに協議会へ報告しなければならない。

(運営事務)

第5条 この委員会の運営事務は認定・専門獣医師協議会事務局が行う。

(細則の改廃)

第6条 この細則の改廃は、協議会の決議による。

作業委員会細則

(作業委員会)

第1条 認定・専門獣医師協議会の事業を推進するために必要あるときは、公益社団法人日本獣医師会認定・専門獣医師協議会規約第16条第3項に基づき作業委員会（以下「委員会」という。）を設置して必要な事項に係る協議を行う。

(任 務)

第2条 委員会は、公益社団法人日本獣医師会認定・専門獣医師協議会（以下「協議会」という。）が公益社団法人日本獣医師会認定・専門獣医師協議会規約第4条に定める事業を行うにあたり、協議会の指示に基づく特定事項について審議を行う。

(委員会委員)

第3条 委員会委員は、獣医学その他の学術団体、学識経験者等から選任する。

2 委員会は原則として10名以内の委員で組織する。

3 委員の互選により委員長1名を選任する。

4 委員長は、委員会の事業を総理する。

5 委員の任期は、4月1日または委員の任命の日から翌年度3月31日までとし、再任を妨げない。なお、補欠又は増員による任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(報 告)

第4条 委員長は、本委員会において検討し取りまとめた事項を速やかに協議会へ報告しなければならない。

(運営事務)

第5条 この委員会の運営事務は認定・専門獣医師協議会事務局が行う。

(細則の改廃)

第6条 この細則の改廃は、協議会の決議による。

専門性認定要件の評価基準

評価基準内容	評価基準
1 専門性認定団体に関する要件の評価基準	
(1) 法人格の保有、財政的安定性	法人格かつ財政的安定性
(2) 原則として 100 名以上の会員	原則として 100 名以上の会員
(3) 団体としての有意な活動実績及びその内容の公表	HP 及び発行誌にて公表
(4) 獣医学に関する学術集会の開催（オンラインによる開催を含む）	年 1 回以上開催
(5) 冊子の発行等による定期的な獣医学に関する情報発信	年 1 回以上発行
(6) 専門性に関する資格の取得条件に関する規程の公表	HP 及び発行誌にて公表
(7) 専門性に関する資格の適正な認定試験の実施	年 1 回以上試験実施
(8) 専門性に関する資格の定期的かつ適正な更新	更新制度必須
更新試験	選択またはポイント制 (①更新試験実施、 ②学会 3 回以上参加、 ③学会発表・論文発表 のいずれかは必須)
学会参加	
講習会受講	
学会発表または論文発表	
その他	
(9) 専門性認定を行った獣医師の登録及び公表	公表を必須
(10) 活動の内容等が公序良俗に反しないものであること	—
(その他)	

評価基準内容	評価基準
2 専門性認定を受ける獣医師に関する認定要件の評価基準	
(1) 臨床歴、研究歴等	選択またはポイント制 (いずれか2項目以上 必要、臨床歴・ 研究歴は1年以上)
(2) 学術・技術講習会等（オンラインによる開催を含む）の受講	
(3) 学会発表または論文発表	
(※) 学会参加	
(4) 認定試験合格	試験合格を必須
(その他)	

公益社団法人日本獣医師会

認定・専門獣医師協議会

協議会委員長

協議会副委員長

協議会委員

協議会委員

協議会委員

認定・専門獣医師制度 検討委員会

専門性に係る名称
・制度等の検討

認証評価委員会

専門性認定要件の
評価及び認証

作業委員会

協議会の事業推進

事務局

協議会の事務・運営
データベースの管理

認定・専門獣医師
データベース

外部評価委員会

申請

認証

学術団体等

認定制度

認定獣医師

申請

認証

学術団体等

認定制度

認定獣医師

認定制度

専門獣医師

申請

認証

学術団体等

認定制度

専門獣医師

認定・専門獣医師登録情報の外部公表

(参考資料5)

農林水産大臣の指定を受けて獣医師の専門性に関する認定を行う
者の指定等の基準について 等

5 消安第 7539 号
令和 6 年 3 月 18 日

公益社団法人日本獣医師会会長 殿

農林水産省消費・安全局長

農林水産大臣の指定を受けて獣医師の専門性に関する認定を行う者の指定等の
基準について

平素より獣医事行政の推進に御理解と御協力いただき感謝申し上げます。

このことについて、別添写しのとおり都道府県知事宛て通知しましたので、御了知いた
だくとともに、貴会会員への周知方お願いします。



5 消 安 第 7539 号
令和 6 年 3 月 18 日

都道府県知事（別記参照） 殿

農林水産省消費・安全局長

農林水産大臣の指定を受けて獣医師の専門性に関する認定を行う者の指定等の
基準について

獣医療法施行規則の一部を改正する省令（令和 5 年農林水産省令第 52 号）の施行に伴い、獣医療法施行規則第 24 条第 1 項第 2 号の規定に基づき農林水産大臣の指定する者の認定を受けることで、獣医師の専門性に関する広告が可能となったところである。

今般、同号の規定に基づき農林水産大臣が指定を行うに当たり、その基準を別記 1 のとおり定めるとともに指定に係る申請手続等を別記 2 のとおりとしたので、御了知いただくとともに、関係者への周知徹底等の特段の御配慮をお願いします。

農林水産大臣の指定を受けて獣医師の専門性に関する認定を行う者の指定等の基準

I. 認定要件確認機関の基準

獣医療法施行規則（平成 4 年農林水産省令第 44 号。以下「規則」という。）第 24 条第 1 項第 2 号の規定により農林水産大臣の指定を受けて獣医師の専門性に関する認定を行う者（以下「認定要件確認機関」という。）の指定の基準は、次のとおりとする。

1. 指定を受けようとする者が認定事務を適正かつ確実に実施するために、次に掲げる事項を記載した計画を適切に作成していること。
 - (1) 広告可能な専門性に係る名称の検討及び設定に関する事項
 - (2) II に掲げる獣医師の専門性に関する認定要件の評価及び認定に関する事項
 - (3) 獣医師の登録情報の管理及び公表の実施の方法に関する事項
 - (4) その他必要な事項
2. 指定を受けようとする者が 1 の計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な能力を有する者であること。
3. 指定を受けようとする者が獣医療に関する専門的な知識を有する者であって、獣医事に関する公益的な活動を長期間継続して実施しているものであること。
4. 指定を受けようとする者が公平性・中立性の高い者であって、財政的な安定性を有しているものであること。

II. 専門性認定団体の要件

認定要件確認機関が規則第 24 条第 1 項第 2 号の規定による認定（以下「専門性認定」という。）を行うに当たり、専門性認定を受けようとする獣医師がその認定要件を満たしているかどうかを確認する者（以下「専門性認定団体」という。）の要件は、次のとおりとする。

1. 専門性認定を受けようとする獣医師に対して、次の条件を付すこと。
 - (1) 当該専門性認定を受けようとする獣医師の講習会受講を必須とすること。
 - (2) 当該専門性認定を受けようとする獣医師の専門性取得のために、十分な臨床歴又は研究歴を有することとなること。
 - (3) 当該専門性認定を受けようとする獣医師が学会又は論文発表を行うこととなること。
2. 適正な選定試験を行っていること。
3. 定期的な専門性認定の更新を含む専門性に関する資格の取得条件を規程により定めて公表するとともに、認定更新が形骸化しないようにしていること。
4. 資格者名簿を公表していること。
5. 活動実績として次に掲げる要件を満たす者であること。
 - (1) 一定の活動実績を有し、その内容を公表していること。
 - (2) 定期的に獣医学に関する学術集会（オンラインによるものを含む。）を開催していること。
 - (3) 定期的に獣医学に関する情報発信をしていること。
6. 法人格を有していること、100 名以上の会員を有する団体であることその他の財政的な安定性を有していること。

Ⅲ. 第三者による評価

1. 認定要件確認機関の認定事務について、認定事務に関与しない第三者が評価できる体制をとること。
2. 認定要件確認機関及び専門性認定団体が同一である場合は、認定事務について、外部有識者を一定数含めた第三者が評価できる体制をとること。

Ⅳ. その他

1. 認定要件確認機関が2つ以上となる場合には、各指定機関は、相互に連携を図ること。
2. 規則第24条第1項第2号の規定による認定は、認定要件確認機関及び専門性認定団体の連名（認定要件確認機関及び専門性認定団体が同一である場合にあっては、当該認定要件確認機関の名称）により行う等両者により認定制度が実施されている旨を明確にすること。

認定要件確認機関指定のための申請手続等について

1. 獣医療法施行規則（平成 4 年農林水産省令第 44 号。以下「規則」という。）第 24 条第 1 項 2 号の規定に基づく農林水産大臣の指定を受けようとする者は、別記様式の申請書を農林水産大臣に提出することとする。
2. 農林水産大臣は、1 により提出のあった申請書の内容に基づき、認定要件確認機関（別記 1 に規定する認定要件確認機関をいう。以下同じ。）として適当と認められる機関を指定する。
3. 農林水産大臣は、2 により認定要件確認機関の指定を行った場合には、その旨を獣医事審議会に報告することとする。
4. 認定要件確認機関が認定事務を実施できなくなった場合（別記 1 の I に掲げる基準を満たさなくなった場合及びそのおそれがある場合を含む。）には、農林水産大臣は、規則第 24 条第 2 項 4 号の規定に基づき、その指定を取り消すものとする。
5. 認定要件確認機関は、少なくとも年 1 回、農林水産大臣にその活動状況を報告することとする。
6. 農林水産大臣は、5 による報告の内容を踏まえ、獣医事審議会の意見を聴いた上で、必要な是正措置を講じ、又は規則第 24 条第 2 項 4 号の規定に基づき、その指定を取り消すものとする。

(別記様式)

年 月 日

農林水産大臣 宛て

申 請 者
所 在 地
代表者氏名

認定要件確認機関の指定申請について

下記の機関について、獣医療法施行規則第 24 条第 1 項 2 号の規定に基づく指定を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

記

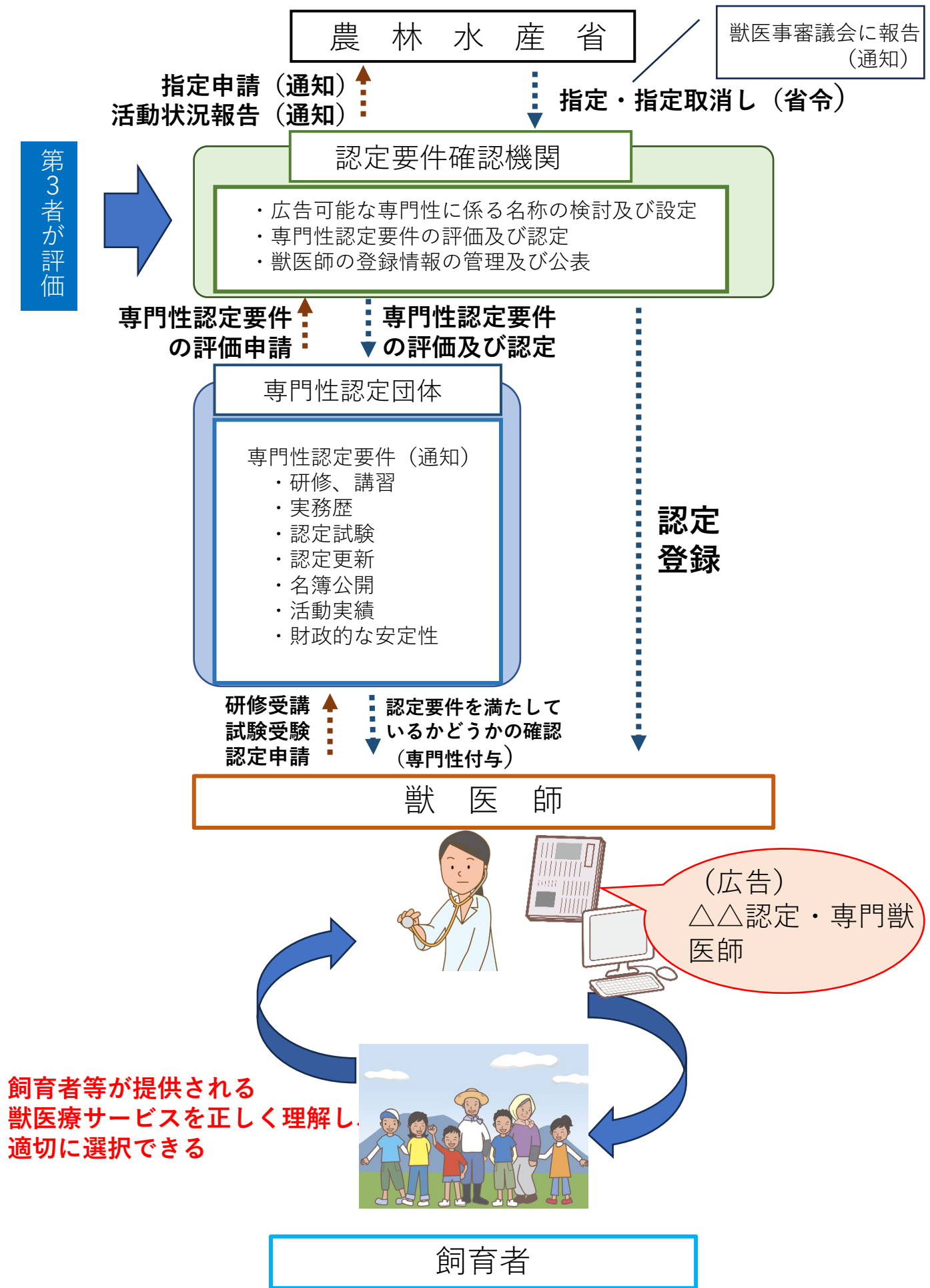
機関の名称

所 在 地

(別添)

- 1 定款及び登記事項証明書
- 2 届出の日の属する事業年度の直前の事業年度(申請の日の属する事業年度の直前の事業年度が最終事業年度(一般社団法人にあっては、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)第2条第2号に規定する最終事業年度をいい、一般財団法人にあっては同条第3号に規定する最終事業年度をいう。以下同じ。)でないときは、最終事業年度)の貸借対照表及び当該事業年度末の財産目録
- 3 届出の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書
- 4 届出の申請に関する意思の決定を証する書類
- 5 役員の氏名及び略歴を記載した書類
- 6 現に行っている業務の概要を記載した書類
- 7 認定事務の実施の方法に関する計画を記載した書類
 - (1) 認定事務を行う時間及び休日に関する事項
 - (2) 認定事務を行う事務所に係る事項
 - (3) 認定事務を行う組織、運営、その他実施体制に関する事項
 - (4) 認定事務の実施における個人情報保護及び情報セキュリティに関する事項
 - (5) 認定事務の実施に必要なシステムの構築及び保守運用に関する事項
 - (6) 認定事務に関して知り得た情報の管理(情報の安全性を確保するために必要な措置を含む。)及び秘密保持に関する事項
 - (7) 認定事務に関して知り得た情報の漏洩が生じた場合の措置に関する事項
 - (8) 認定事務に関する帳簿及び書類の管理に関する事項
 - (9) 認定事務に関する標準的な作業時間及び手順に関する事項
 - (10) 相互連携その他認定事務の実施に必要な事項及びこれに付随する事項

獣医師の専門性に関する広告制限の特例に係る仕組み
(獣医療法施行規則第24条第1項第2号)





5 消安第 4052 号
令和 5 年 10 月 13 日

都道府県知事（別記参照） 殿

農林水産省消費・安全局長

獣医療法施行規則の一部を改正する省令の公布について

令和 5 年 10 月 13 日付けで、「獣医療法施行規則の一部を改正する省令」（令和 5 年農林水産省令第 52 号）が公布され、令和 6 年 4 月 1 日から施行されることになりました。この改正により獣医療の広告制限の特例に関する事項が追加されましたので、下記について御了知の上、貴管下の関係者への周知方よろしく申し上げます。

なお、本改正を踏まえて、別途獣医療法に関する広告の制限及びその適正化のための監視指導に関する指針（獣医療広告ガイドライン）（平成 26 年 11 月 25 日付け 26 消安第 4083 号農林水産省消費・安全局長通知）についても必要な見直しを行う予定ですので、併せて申し添えます。

記

1 改正の経緯等

- （1）獣医療の広告については、獣医療法（平成 4 年法律第 46 号。以下「法」という。）第 17 条により必要な制限がされているところですが、獣医療法施行規則（平成 4 年農林水産省令第 44 号。以下「規則」という。）第 24 条においてその特例及びその他の必要な制限を定めているところです。
- （2）規則第 24 条については、予防注射を行う等の規定を追加して以来見直しを実施していなかったところですが、近年、
 - ① 飼育者等の獣医療に対する関心が高まっており、また、情報発信媒体の変化から、飼育者等に対する正確かつ適切な情報提供が求められていること。
 - ② 技術の進歩や獣医療の高度化・専門化が進んでいること。
 - ③ 医療分野において、専門性の広告等について制度改正があったこと。等の状況変化があることから、当該制限を見直す必要性が生じていたところです。
- （3）こうしたことを背景として、広告制限の見直しについて、令和 4 年 7 月に法第 17 条第 3 項の規定に基づき獣医事審議会に対して意見を求め、同審議会において計 3 回、有識者による議論が行われた結果、令和 5 年 3 月に答申が示されました。

答申においては、

- ① 飼育者等が提供される獣医療サービスを正しく理解し、適切に選択できるように広告制限を見直すこと。
 - ② 獣医師の専門性の広告を可能とすること。
 - ③ 診療行為の広告の際、「問合せ先」、「通常必要とされる診療内容」、「治療等に係る主なリスク、副作用等の事項」、「診療費用」を表示すること。
- 等の見直し方針が示されたところであり、今般、当該答申の方針に即して規則の改正を行いました。

2 改正の内容

(1) 規則第 24 条第 1 項に、広告制限の特例（広告しても差し支えないもの）として次の事項を加えました。

- ① 農林水産大臣の指定する者が行う獣医師の専門性に関する認定を受けていること（第 2 号）。
- ② 高度な検査、手術その他の治療を行うこと（第 3 号）。
- ③ 寄生虫病の予防措置を行うこと（第 8 号）。
- ④ マイクロチップの装着を行うこと（第 10 号）。
- ⑤ 獣医師の役職及び略歴に関すること（第 11 号）。
- ⑥ 愛玩動物看護師の勤務する診療施設であること（第 16 号）。

(2) 規則第 24 条第 2 項に、同条第 1 項による広告制限の特例に併せて課される必要な制限について次の内容を加えました。

- ① 技能・療法に関する事項を広告する場合にあつては、「問合せ先」、「通常必要とされる診療内容」、「診療に係る主なリスクや副作用」及び「費用」について併記しなければ広告してはならないこと（第 1 号ハ）。
- ② 狂犬病予防注射について広告する場合にあつては、狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）第 4 条に規定する犬の登録及び鑑札並びに同法第 5 条に規定する予防注射及び注射済票に関する説明を併記しなければ広告してはならないこと（第 2 号）。
- ③ マイクロチップの装着について広告する場合にあつては、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 150 号）第 39 条の 5 第 1 項に規定する犬又は猫の登録に関する説明を併記しなければ広告してはならないこと（第 3 号）。
- ④ 規則第 24 条第 1 項の規定により農林水産大臣が指定する者について、不適当である場合は取り消すことができること（第 4 号）。

(3) 規則第 24 条第 3 項に、同条第 1 項による広告制限の特例に基づき広告する場合の努力義務について、飼育者等が獣医療サービスの選択を適切に行うことができるように、獣医師又は診療施設の業務について正確かつ適切な情報を提供するよう努めることを加えました。

(4) その他所要の規定ぶりの適正化を行いました。

(別記)

北海道知事	殿
青森県知事	殿
岩手県知事	殿
宮城県知事	殿
秋田県知事	殿
山形県知事	殿
福島県知事	殿
茨城県知事	殿
栃木県知事	殿
群馬県知事	殿
埼玉県知事	殿
千葉県知事	殿
東京都知事	殿
神奈川県知事	殿
新潟県知事	殿
富山県知事	殿
石川県知事	殿
福井県知事	殿
山梨県知事	殿
長野県知事	殿
岐阜県知事	殿
静岡県知事	殿
愛知県知事	殿
三重県知事	殿
滋賀県知事	殿
京都府知事	殿
大阪府知事	殿
兵庫県知事	殿
奈良県知事	殿
和歌山県知事	殿
鳥取県知事	殿
島根県知事	殿
岡山県知事	殿
広島県知事	殿
山口県知事	殿
徳島県知事	殿
香川県知事	殿
愛媛県知事	殿
高知県知事	殿
福岡県知事	殿
佐賀県知事	殿
長崎県知事	殿
熊本県知事	殿

大分県知事	殿
宮崎県知事	殿
鹿児島県知事	殿
沖縄県知事	殿

○農林水産省令第五十二号

獣医療法（平成四年法律第四十六号）第十七条第二項の規定に基づき、及び同法を実施するため、
獣医療法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年十月十三日

農林水産大臣 宮下 一郎

獣医療法施行規則の一部を改正する省令

獣医療法施行規則（平成四年農林水産省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
（広告制限の特例） 第二十四条 法第十七条第二項前段の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。 一（略） 二 農林水産大臣の指定する者が行う獣医師の専門性に関する認定を受けていること。 三 医薬品医療機器等法に基づく承認若しくは認証を受けた医薬品、医療機器（医薬品医療機器等法第二条第四項に規定する医療機器をいう。次号において同じ。）又は医薬品医療機器等法第二条第九項に規定する再生医療等製品であつて、専ら動物のために使用されることが目的とされているものを用いる検査、手術その他の治療を行うこと。 四 医療機器を所有していること。 五、七（略） 八 医薬品であつて、専ら動物のために使用されることが目的とされているものによる寄生虫病の予防措置を行うこと。 九（略）	（広告制限の特例） 第二十四条 法第十七条第二項前段の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。 一（略） （新設） （新設） 二 医薬品医療機器等法第二条第四項に規定する医療機器を所有していること。 三、五（略） 六 医薬品であつて、動物のために使用されることが目的とされているものによる犬糸状虫症の予防措置を行うこと。 七（略）

十 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第五十号）第三十九条の二に規定するマイクロチップの装着を行うこと。

十一 獣医師の役職及び略歴に関すること。

十二（略）

十三 家畜伝染病予防法第二条の第三第四項に規定する家畜の伝染性疾病の発生の予防のための自主的措置を実施することを目的として設立された団体から当該措置に係る診療を行うことにつき委託を受けていること。

十四・十五（略）

十六 愛玩動物看護師（愛玩動物看護師法（令和元年法律第五十号）第二条第二項に規定する愛玩動物看護師をいう。）の勤務する診療施設であること。

十七（略）

2 法第十七条第二項後段の農林水産省令で定める制限は、次のとおりとする。

一 前項第三号及び第四号並びに第六号から第十号までに掲げる事項を広告する場合にあつては、次に掲げる制限

イ 提供される獣医療の内容が他の獣医師又は診療施設と比較して優良である旨を広告してはならないこと。

ロ 提供される獣医療の内容に関して誇大な広告を行つてはならないこと。

ハ 問い合わせ先、通常必要とされる診療内容並びに診療に係る主なリスク、副作用及び費用を併記しなければ広告してはならないこと。

二 前項第七号に掲げる事項（狂犬病予防注射に関する事項に限る。）を広告する場合にあつては、狂犬病予防法（昭和二十五年法律第二百四十七号）第四条に規定する犬の登録及び鑑札並びに同法第五条に規定する予防注射及び注射済票に関する説明を併記しなければ広告してはならないこと。

（新設）

（新設）

八、九（略）

九 家畜伝染病予防法第二条の第三第四項に規定する家畜の伝染性疾病の発生の予防のための自主的措置を実施することを目的として設立された一般社団法人又は一般財団法人から当該措置に係る診療を行うことにつき委託を受けていること。

十・十一（略）

（新設）

十二（略）

2 法第十七条第二項後段の農林水産省令で定める制限は、次のとおりとする。

一 前項第二号及び第四号から第七号までに掲げる事項を広告する場合にあつては、提供される獣医療の内容が他の獣医師又は診療施設と比較して優良である旨を広告してはならないこと。

二 前項第二号及び第四号から第七号までに掲げる事項を広告する場合にあつては、提供される獣医療の内容に関して誇大な広告を行つてはならないこと。

三 前項第十号に掲げる事項を広告する場合にあつては、動物の愛護及び管理に関する法律第三十九条の五第一項に規定する登録に関する説明を併記しなければ広告してはならないこと。	三 前項第四号から第七号までに掲げる事項を広告する場合にあつては、提供される獣医療に要する費用を併記してはならないこと。
四 農林水産大臣は、前項第二号の規定により指定した者が専門性に関する認定を行うについて不適當であると認められるに至ったときは、その指定を取り消すことができること。	(新設)
三 第一項各号に掲げる事項を広告する場合にあつては、飼育者が獣医療サービスの選択を適切に行うことができるように、獣医師又は診療施設の業務について正確かつ適切な情報を提供するように努めなければならない。	(新設)

附 則
この省令は、令和六年四月一日から施行する。

○農林水産省告示第千四百五十号

獣医療法施行規則（平成四年農林水産省令第四十四号）第二十四条第一項第二号の規定に基づき、同号の農林水産大臣の指定する者を次のように定め、公布の日から施行する。

令和六年七月二十四日

農林水産大臣 坂本 哲志

獣医療法施行規則第二十四条第一項第二号の農林水産大臣の指定する者は、公益社団法人日本獣医師会認定・専門獣医師協議会とする。